

マイナンバーを活用して添付資料の一部を省略できます！



青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課

平成30年7月より、個人番号(マイナンバー)の活用により、添付資料の一部を省略できるようになりました。

省略を希望する場合は、申請書に個人番号(マイナンバー)等必要事項を記載し、本人確認書類を提示してください。

- ▶ 肝炎医療費助成制度では、マイナンバーを利用して、その番号の方の地方税関係情報を市町村に照会し、回答を得た情報に基づき自己負担限度額の決定に利用します(これを「情報連携」といいます。)
- ▶ 情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

省略することができる書類

- ①世帯全員の記載がある住民票の写し
- ②世帯全員の市町村民税課税年額を証明する書類
(課税証明書又は市町村が発行する市町村民税の決定通知書の写し)

※マイナンバーの活用による添付資料の一部省略は任意です。従来通り、全ての添付書類を提出することでも差し支えありません。また、マイナンバーの記載の有無が医療費助成の審査に影響することはありません。

注意事項

- ・マイナンバーを御記載いただき添付資料の一部省略を希望された場合でも、全ての添付資料の提出をお願いする場合がございます。ご了承ください。
- ・その年(1月～6月に申請する場合は前年)の1月1日現在に住民票のあった市町村が、現在住民票のある市町村と異なる方が世帯員にいる場合、必ず医療費助成の申請を行う窓口でその旨お申し出ください。

省略を希望する場合に必要な書類

- ① 地方税関係情報の照会に係る同意書(16歳以上)
- ② 市町村民税合算対象除外希望申請書(対象者がいて、除外希望する場合)
- ③ 委任状(地方税関係情報の照会に係る同意書に自署しない場合)

【窓口で申請する場合】

▶申請者本人が窓口に来る場合、①か②のいずれかのものをお持ちください。

①	申請者本人の個人番号カード(番号確認と身元確認ができます。)
②	通知カード又は個人番号付きの住民票(番号確認) 運転免許証等の顔写真つき本人確認書類(身元確認)

▶代理人が窓口に来る場合、①～③のものをお持ちください。

①	申請者のマイナンバーがわかるもの(個人番号カードの写し、通知カードの写し)
②	代理人の身元確認ができるもの(運転免許証等)
③	代理権の確認ができるもの(委任状:申請者の委任欄に記入してください)